

# 介護老人福祉施設サービス

## 重要事項説明書

(令和6年8月改定)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定事業所番号 第2570101630号

### 社会福祉法人 大石福祉会 特別養護老人ホーム リバプール

当事業所は、契約者に対して指定介護老人福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上での注意頂きたいことを次の通り説明します。

\*当施設への入居は原則として、要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。要支援認定を受けた方、自立と判定された方は入所の対象となりません。

◆◆目 次◆◆

- 1：事業所経営法人
- 2：利用事業所
- 3：居室の概要
- 4：職員の配置状況
- 5：当事業所が提供するサービス
- 6：事業所を退居して頂く場合（契約の終了について）
- 7：代理人
- 8：身元引受人
- 9：苦情受付について
- 10：事故発生時の対応について
- 11：人権の擁護・虐待の防止
- 12：暴力団の排除
- 13：非常災害対策

## 1：事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人大石福祉会  
 (2) 法人所在地 滋賀県大津市大石中一丁目5番14号  
 (3) 電話番号 077-536-3111  
 (4) 代表者氏名 理事長 中山 厚彦  
 (5) 設立年月日 平成16年7月29日

## 2：利用事業所

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定介護老人福祉施設  
 平成17年8月1日指定  
 (大津市 第2570101630号 )

### (2) 事業所の定義

事業所の居室は全て個室であり当該居室に近接して設けられる、当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営む為の共同生活室（リビング）により、一体的に構成されるユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援を行なう事業所です。

### (3) 事業所の目的

当事業所は、老人福祉法並びに介護保険法令に従い、入居者個人の意思及び人権を尊重し、介護老人福祉施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続のものとなる様配慮しながら、各ユニットにおいて入居者がお互いに社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目的とします。

- (4) 事業所の名称 特別養護老人ホーム リバプール  
 (5) 事業所の所在地 滋賀県大津市大石中一丁目5番14号  
 (6) 電話番号 077-536-3111  
 FAX番号 077-546-8090  
 (7) 施設長 山本 和哉

### (8) 当事業所の運営方針

当事業所は、可能な限り居宅に近い住居環境で、入居者一人一人の個性や生活のリズムに沿って、他人との人間関係を築きながら自立した日常生活を営むことを目的とし、介護老人福祉施設サービスの提供に努めます。

“社会に奉仕できる喜び、社会から信頼される喜び。”

1. 私達は命の尊厳と皆様の安全・人権を守ります。
2. 私達は仕事に誇りを持ち、日々向上に努めます。
3. 私達は地域に根ざした心のこもったサービスを提供します。

- (9) 開設年月日 平成17年8月1日  
 (10) 入居定員 80名

### 3：居室の概要

- (1) 居室等の概要 当事業所では以下のユニットごとの居室・設備をご用意しています。  
居室は全て個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット1	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット2	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット3	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット4	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット5	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット6	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット7	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
ユニット8	特養10室	共同生活室1ヶ所・トイレ3ヶ所・家庭浴槽1
地域交流スペース		
特殊浴室	1室	特殊浴槽
医務室	1室	

\* 上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたっては、居住費をご負担いただきます。

☆居室の変更・入居者からの居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や代理人との協議の上決定するものとします。

### 4：職員の配置状況

当事業所では、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> \*職員の配置については、指定基準を満たしています。

職種	人数 (名)	指定基準 (名)
1・管理者	1	1
2・介護職員	49 (非常勤含む)	27
3・生活相談員	2 (兼務含む)	1
4・看護職員	7	3
5・機能訓練指導員	2	1
6・介護支援専門員	1 (兼務含む)	1
7・管理栄養士	1	1
8・配置医師	1 (嘱託)	1

(令和6年4月現在)

## 〈主な種類の勤務体系〉

職種	勤務体系
1・医師	毎週2回・・配置医師との契約書に定める時間において定期的な健康相談を依頼します
2・看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤： 8：30～17：30 2名
3・介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出： 7：00～16：00 3名 日 勤： 9：00～18：00 8名 遅 出： 11：30～20：30 3名 夜 勤： 16：30～ 9：30 4名

## 5：当事業所が提供するサービス

## (1) 施設サービス概要

## ① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくとともに、出来る方は、配膳などを自ら行っていただきます。

## (食事開始時間)

朝食：8：00頃から 昼食：12：00頃から 夕食：18：00頃から

## ②入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・身体の状況により、特殊浴槽を使用して入浴することも出来ます。
- ・体調不良や本人が入浴を拒否された際には、無理強いはしません。

## ③排泄

- ・排泄の自立を促す為、入居者の能力を最大限活用した援助を行います。

## ④機能訓練

- ・入居者の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の訓練またはその減退を予防するための生活リハビリとしての訓練を実施します。

## ⑤健康管理

- ・看護職員により、健康管理を行います。
- ・薬は医務室で保管し、看護職員が管理します。
- ・毎週2回配置医師により、定期的に健康相談を行います。

## ⑥その他自立への支援

- ・寝たきりを予防するため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・生活のリズムが損なわれないよう配慮します。
- ・外出の機会や地域交流などが確保できるように努めます。

## (2) 医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。また、緊急時等の必要な際にも下記医療機関に協力を仰ぎます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

\*入居前からのかかり付けの医療機関への診療等をご希望の場合は、契約時に申し出て下さい。ご希望の医療機関の送迎が、有料道路を使用した場合は実費、通常の実施地域を越えてのご利用については、越えた地点から1 kmあたり20円徴収させていただきます。また、相談によりご家族様でお願いする場合があります。

## ① 協力医療機関

1・ 医療機関の名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院
所在地	大津市富士見台16番1号 TEL 077-537-3101
診療科	内科・整形外科 他
2・ 医療機関の名称	地方独立行政法人 市立大津市民病院
所在地	大津市本宮二丁目9番9号 TEL 077-522-4607
診療科	内科・整形外科 他
3・ 医療機関の名称	小金沢歯科診療所
所在地	大津市大石東四丁目5番6号 TEL 077-546-5157
診療科	歯科
4・ 医療機関の名称	医療法人 緑生会 南大津クリニック
所在地	大津市大石中1丁目6番6号 TEL 077-546-1122
診療科	内科 循環器内科

② 内服薬は、院外処方になりますので、近隣の薬局での処方になります。

## 6：事業所を退居して頂く場合（契約の終了について）

当事業所との契約の終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスの利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入居者に退居及び利用停止していただく事になります。

- ① 入居者が死亡したとき。
- ② 要介護認定により入居者の心身の状況が自立または要支援と判断された場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 入居者から辞退の申し出があった場合。
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合。

(1) 入居者からの退居の申し出（契約解除）

契約の有効期限であっても、入居者からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意が出来ない場合。
- ② 事業所の運営規程の変更に同意が出来ない場合。
- ③ 入居者が、入院された場合。
- ④ 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただく事があります。

- ① 入居者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に、これを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 入居者のサービス利用料金の支払いが正当な理由無く2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず30日間以内に支払われない場合。
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 入居者が連続して3か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が他の介護保険施設に入所した場合

\* 入居者が医療機関等に入院された場合の対応について

当事業所に入居中に、医療機関等への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ① 3か月以内の入院の場合の取扱い

入院され3か月以内に退院すれば、退院後も再び入所できるものとします。

②3か月以内の退院が見込まれない場合

入院され3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除します。

③居住費について

入院中の居住費として、1日あたり2,066円を申し受けます。ただし、負担減免対象者（第1～第3段階）の方につきましては、入院時は最大で6日間（連続して7泊、複数月にまたがる場合は12日間）の負担限度額の居住費を徴収させていただきますが、それ以降の居住費は、1日あたり2,066円を申し受けます。

④入院中の居室利用について

入居者が入院になった場合、一時的にショートステイの居室として使用させていただく場合があります。その場合は、入居者及び家族に説明し同意を得た上で使用します。なお、ショートステイの居室として使用した場合は、居室費は無料とします。

(3) 円滑な退居の為の援助

入居者が当事業所を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居の為に必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ◇適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設などの紹介
- ◇居宅介護支援事業者の紹介
- ◇その他、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 7：代理人

入居者は、代理人を選任することができます。ただし、その権限は重要事項説明書に書かれた条項に限ることとします。また、代理人がその代理権を行使する場合は、施設に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

## 8：身元引受人

事業者は、入居者に対して身元引受人を求めることがあります。但し、入居者に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

入居者は、本契約が終了した後、入居者の残置物がある場合、身元引受人が残置物の引き取りをするものとします。また、引渡しにかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただきます。

## 9：苦情受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や御相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

◇苦情受付窓口

〔担当者〕 相談員 島田 耕治  
〔責任者〕 施設長 山本 和哉

◇受付時間 月曜日～金曜日 9：00 ～ 17：00 （勤務上不在の際もあります。）  
また、苦情受付ボックスを1階のエレベーター前のカウンターに設置しています。



## (2) その他

当事業所以外にも、各市町村の介護保険担当課（窓口）、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受付けております。

滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 滋賀県大津市中央4丁目5-9 電 話 077-510-6605 F A X 077-510-6606
大津市健康保険部介護保険課	所在地 滋賀県大津市御陵町3番1号 電 話 077-528-2753 F A X 077-526-8382

**10：事故発生時の対応について**

当事業所において入居者に対する施設サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行なうと共に必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置を記録いたします。

**11：人権の擁護・虐待の防止**

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保します。

**12：暴力団の排除**

事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員であってはならないものとします。また、事業所の運営について、暴力団員の支配を受けてはならないものとします。

**13：非常災害対策**

事業者は、非常災害時の発生の際にその事業が継続できるよう、事業継続計画を策定し、従業員に対し研修を実施し、訓練（シュミレーション）の実施等必要な措置を講じます。また、他の事業所等と連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1：事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート 地上4階建

(2) 建物の延べ床面積 4647.51㎡

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護（空床利用型）】 平成18年4月1日指定

(4) 事業所周辺の環境

当事業所は、大津市大石の中心に位置し、瀬田川や緑多い山々に囲まれ豊かな自然の中にあります。周辺は、教育・公共の施設やテニスコートなどがあり、人々の交流の場所となっています。

### 2：配置職員の職種

【管理者】施設の運営や管理業務をはじめとして職員の指導教育、入居者様や入居ご家族の相談等の対応を行います。

【生活相談員】入居者の日常生活上の介護並びに健康保持の為、専門的な知識・技術を持って相談や助言等を行います。

【介護職員】入居者の日常生活全体を専門的な知識・技術を持って支援を行います。

【看護職員】入居者の健康管理や栄養上のお世話をします。また、日常生活上の介護・介助も専門的な知識・技術を持って支えます。

【機能訓練指導員】入居者のケアプランに沿って、看護・介護職員等と連携しながら、日常生活を通して身体機能向上と維持を目的に専門的な知識・技術を持って支えます。

【管理栄養士】入居者の方の健康を、栄養面から支え楽しめる食事を通して、日常生活を専門的な知識・技術を持って支援を行います。

【介護支援専門員】入居者の適切な情報を収集し、施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、市町村を通じて要介護認定を受けた高齢者の相談にも応じます。

【配置医師】入居者に対して健康管理及び栄養上の指導を行います。

### 3：契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービスの内容やサービスの提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行ないます。

① 当事業所の介護支援専門員に、施設サービス計画の原案作成や、その為に必要な調査等の業務を担当させます。



② 施設サービス計画は、介護支援専門員が入居者又はその家族に説明し、同意を得た上で決定します。

③施設サービス計画は、6か月に1回もしくは入居者又はその家族の要請に応じて、介護支援専門員に施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者および代理人と協議して施設サービス計画を変更するものとします。



④施設サービス計画を変更した場合には、入居者又はその家族に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 4：サービス提供における事業者の義務

当事業所は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

##### (事業者の義務)

事業者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮するものとします。

2. 事業者は、入居者の体調・健康状態から見て必要な場合には、看護職員もしくは配置医師又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、入居者又はその代理人からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入居者又は他の利用者の生命・身体を保護するためにあらかじめ入居者又は代理人等の同意を得るものとし、緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも代理人に報告し必要に応じて情報の開示を行います。

##### (守秘義務)

事業者は、施設サービスを提供する上で知り得た入居者またはその代理人等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2. 事業者は、事業所の従業員が退職後、在職中業務上知り得た入居者またはその事項を正当な理由無く漏らすことが無いように必要な措置を講じます。
3. 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療関係等に入居者に関する身体等の情報を提供できるものとします。
4. 事業者は、入居者の円滑な退居のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて入居者の同意を得るものとします。

#### 5：事業所利用の注意事項

当事業所のご利用に当たって、事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保する為に、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持込の制限について

入居にあたり、以下の物は原則として持ち込むことは出来ません。

(危険物(刃物等)・ペット・高額な物・その他、他の入居者のご迷惑となるもの)

各居室には、次の電化製品以外は、持ち込みは可能です。希望の物については、契約時にご確認下さい。(電子レンジ・電気ストーブ等)

なお、今までのご自宅での生活を継承していただく為、家具類は備え付けておりません。

身の回りの品々(お茶碗・箸・湯のみ等)と併せてご用意下さい。テレビ・ラジオ・パソコン等、持込可能ですが、契約などが必要な場合は個人でお願いします。但し、他の入居者に迷惑を及ぼす場合には、ご遠慮頂く場合があります。

## (2) 面会

面会時間 9:00 ~ 17:00

来訪者は、受付にて必ず面会簿に記入下さい。

- \* 生ものの持込はご遠慮下さい。
- \* 食事療法等を行っておられる方もおられます。他の入居者へのお心遣いをご遠慮ください。
- \* 食べ物を持込まれた場合は、必ず職員に声を掛けていただきます様宜しくお願いします。

## (3) ご家族の宿泊

入居者とご一緒に、居室をご利用下さい。簡易ベッド等、必要な場合は事前にお申し出下さい。宿泊で簡易ベッドをご準備した場合は、210円を申し受けます。

食事につきましては、事前の予約制とさせていただきます。(費用につきましては、朝食370円・昼食540円・夕食540円となります。)

## (4) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

2泊以上の外泊をされた場合、入院中の居住費に準じた額を申し受けます。

- \* 事務所にて、所定の用紙にご記入提出いただく事となります。

## (5) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

お申し出があった場合には、「食事にかかる実費負担額」は減免されます。

朝食370円・昼食540円・夕食540円

## (6) 施設・設備の使用上の注意

◇居室及び共同生活室、共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

◇故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

◇ご契約に対するサービスの実施及び安全衛生上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることが出来るものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行ないます。

◇他の入居者や当事業所の職員に対し、宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑を及ぼすような行為を行うことは出来ません。

## (7) 喫煙・飲酒

◇喫煙は、事業所敷地内全て禁煙です。

◇飲酒は基本的には可能ですが、ご本人の身体状況、その他により制限させていただく場合もあります。

**6：損害賠償について**

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、入居者に故意または過失が認められる場合には、入居者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 大石福祉会

特別養護老人ホーム リバプール

説明者 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

【入居者（契約者）】 〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

【ご家族（代理人）】 〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟（続柄 \_\_\_\_\_）

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

携 帯 電 話 番 号 \_\_\_\_\_